

○港湾法第四十四条の二第二項の同意の基準を定める件

(平成二十年七月十四日)

(国土交通省告示第八百七十八号)

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十四条の二第二項の規定を実施するため、同項の同意の基準を次のように定めたので、告示する。

港湾法第四十四条の二第二項の同意の基準は、港湾法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十八号)第十条の二第一項の入港料協議書又は同条第二項の料率上限変更協議書に記載された料率の上限が、当該協議書を提出した港湾管理者が管理する港湾施設等を良好な状態で提供するために必要な業務が能率的な運営の下において行われる場合に要する経費を基礎として算定した料率を超えないものであることとする。